

・所有権移転登記と同時に、契約日から向こう7年間の「買戻し特約登記」を承諾していただきます。

・売買契約を締結した日から、平成16年2月7日までに次の権利設定をしようとするときは、土地開発公社の許可が必要です。

(1) 地上権、質権、使用貸借権または賃借権を設定するとき。

(2) 売買、贈与、交換、出資による所有権移転をするとき。

・売買代金を分割により納入する場合は、残金について年利3.75%の分納利息を負担していただきます。

分譲の決定

・春日浦地区は、都市計画法による「地区計画」の制限があります。

・同一区画への申し込み者が複数となったときは、公開抽選により当選者を決定します。

・抽選により当選できなかった人は、一定の期間内に応募のなかった区画へ「再応募」することができます。

契約の解除等

・売買契約書に定める遵守事項を守らなかったときは、契約を解除するとともに次の条件を履行していただくことがあります。

(1) 契約を解除したときは、納入代金（利息を含まない）で買戻しにに応じていただくこと。

(2) 違約金として、契約代金の10%相当額およびその他損害額を支払っていただくこと。

(3) 契約解除の際、土地の形状が変わっているときは、原形に戻していただくこと。

その他

・戸建用地は全区画とも、電気、水道、下水、ガス配管が完備されております。

・分譲申込書および案内書等は、5月1日から蒲郡市土地開発公社（市役所新館3階）、蒲郡市役所東出張所、形原出張所、西浦出張所で、5月12日から春日浦住宅地現地案内所でお渡しします。

・春日浦住宅地現地案内所では、期間中の「土・日」に限り、金融機関による「融資相談」もを行いますので、お気軽にお出かけください。

募集区画図

現地案内所のご利用を

5月12日(月)午前10時から開所します。お気軽にお立ち寄りください。

※ 現地案内所

